

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 一般的事項</p> <p>第13節 雜則</p> <p>5.4 災害等による期限の延長</p> <p>災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き</u>、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。</p> <p>なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので<u>法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①）</u></p> <p>第2章 道府県民税</p> <p>第2節 個人の道府県民税</p> <p>第4 課税標準及び税率</p> <p>1.2の2 道府県は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金 ((3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。) を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納稅義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、10</p>	<p>第1章 一般的事項</p> <p>第13節 雜則</p> <p>5.4 災害等による期限の延長</p> <p>災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには_____</p> <p>_____、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。</p> <p>なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので<u>法第20条の5の2の規定の適用はないものであること。（法20の5の2）</u></p> <p>第2章 道府県民税</p> <p>第2節 個人の道府県民税</p> <p>第4 課税標準及び税率</p> <p>1.2の2 道府県は、所得割の納稅義務者が、前年中に次に掲げる寄附金 ((3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。) を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納稅義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、10</p>

0分の2)に相当する金額(当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の4(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額)を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除することである。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、

(1)~(7) 略

12の3 法第37条の2第1項第4号の規定に基づく寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）については、次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象寄附金を受け入れる法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）に対しては、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）の保存義務など一定の義務が課せられるため、法人からの申出があった場合において適切と認められるときに条例において定めるものであること。（法37の2^⑫）

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法37の2⑫）

0分の2)に相当する金額_____

_____を当該納税義務者
の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額を当該所得割の額とする。(1)(2)

(1) \sim (7) 略

(1) 控除対象寄附金を受け入れる法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）に対しては、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）の保存義務など一定の義務が課せられるため、法人からの申出があった場合において適切と認められるときに条例において定めるものであること。（法37の2③）

(2) 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。（法37の2③）

(3) 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を控除対象寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成し、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならないものであること。

なお、寄附者名簿の作成・保存義務は認定特定非営利活動法人等と同様のものであるが、認定特定非営利活動法人等は認定の有効期間内の日を含む各事業年度に作成することとされているが、控除対象特定非営利活動法人には認定期間がないため寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものであること。 (法3_7の2⑬、則1の18)

(4) 道府県知事は、控除対象寄附金による控除すべき金額の計算のために必要があると認められるときには、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができるものであること。 (法3_7の2⑭)

12の4 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納稅義務者が法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又は特別区が同条第6項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第11項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6の規定により読み替えて適用すること。 (法

(3) 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を控除対象寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成し、当該事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならないものであること。

なお、寄附者名簿の作成・保存義務は認定特定非営利活動法人等と同様のものであるが、認定特定非営利活動法人等は認定の有効期間内の日を含む各事業年度に作成することとされているが、控除対象特定非営利活動法人には認定期間がないため寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものであること。 (法3_7の2④、則1の16)

(4) 道府県知事は、控除対象寄附金による控除すべき金額の計算のために必要があると認められるときには、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができるものであること。 (法3_7の2⑤)

12の4 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第2項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6の規定により読み替えて適用すること。 (法

附則 5 の 6 ①)

(5) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則 5 の 7 ①、令附則 4 の 6 ①）

12の5 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 申告特例対象寄附者とは、特例控除対象寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。（法附則 7 ①）
 - ア 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
 - イ 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第45条の2の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者
- (2) 申告特例の求めは、特例控除対象寄附金を支出する際行うことができるものであること。（法附則 7 ①）
- (3) 略
- (4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出

附則 5 の 6 ①)

(4) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則 5 の 7 ①、令附則 4 の 5 ①）

12の5 法附則第7条及び第7条の2の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

- (1) 申告特例対象寄附者とは、地方団体に対する寄附金を支出する者のうち、次に掲げる事項に該当すると見込まれる者をいうこと。（法附則 7 ①）
 - ア 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
 - イ 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について、当該寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受ける目的以外に、地方税法第45条の2の規定による申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者
- (2) 申告特例の求めは、地方団体に対する寄附金を支出する際行うことができるものであること。（法附則 7 ①）
- (3) 略
- (4) 申告特例対象寄附者が同一年に同一の地方団体に対して複数回寄附金を支出

する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」といふ。）の数は、同一年に同一の都道府県知事等に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則7②）

（5） 略

（6） 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、これらの申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知すること。（法附則7⑤）

（7） 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従つて道府県において作成されたものを_____送付するものであること。（法附則7⑤）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

（8） 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下（8）から（12）までにおいて同じ。）をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなさ

する場合、これらの寄附金に係る寄附金税額控除を受けるためには、寄附金を支出する毎に申告特例の求めを行う必要がある。この場合の申告特例の求めを行う地方団体の長

の数は、同一年に同一の地方団体の長に対して行われた申告特例の求めについては、一であること。（法附則7②）

（5） 略

（6） 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年1月10日までは申告特例申請事項変更届出書が提出される可能性があるため、申告特例通知書は申告特例対象年の翌年1月11日以降1月31日までに送付すること。

また、同一年に同一の申告特例対象者から複数の申告特例の求めを受けた地方団体の長は、これらの申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額については、一の通知においてその合計額を通知すること。（法附則7⑤）

（7） 申告特例通知書の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従つて道府県において作成されたものを書面により送付するものであること。（法附則7⑤）

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り申告特例通知書の送付を受ける市町村の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするものであるから、道府県は必ず法定された様式によらなければならないものであること。

（8） 申告特例の求めを行った者が、申告特例対象年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の所得割について申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。以下（8）から（13）までにおいて同じ。）をしたときは、当該申告書の記載内容及び提出時期にかかわらず、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金に係る申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については全てなかったものとみなさ

れ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑥）

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかつたものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑥）

(10)及び(11) 略

(12) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報を厳格に管理すること。

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（平成31年4月1日付総税市第_____号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成3

れ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑥）

(9) 申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した地方団体に対する寄附金について、申告特例通知書を送付した地方団体の長の数が5を超えた場合は、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付は、5を超えた部分に限らず全てなかつたものとみなされ、当該通知書の送付に基づく控除は適用されなくなるものであること。（法附則7⑥）

(10)及び(11) 略

(12) 平成27年3月31日までの間に地方団体に対する寄附金を支出した者が、当該寄附金を含めて平成27年中に支出した地方団体に対する寄附金に係る寄附金控除の適用を受けようとする場合は、それらの寄附金全てについて寄附金控除に関する事項を記載した申告書の提出が必要となるものであること。

(13) 法附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、これらの事務が申告書の提出に代えて行われるものであることに鑑み、納税義務者の個人情報を厳格に管理すること。

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）を参照されたいこと。

0年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参考し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 各地方団体においては、自団体がふるさと納税の対象であるかどうか(法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けているかどうか)について、ふるさと納税を行おうとする所得割の納税義務者が、明確に把握できるよう適切な措置を講ずること。

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2①~④)

(1)~(5) 略

第5 申告

15の2 納税者との扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1) 納税者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数及び単身児童扶養者の該当の有無を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 納税者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書(所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成2年8月23日付け総税市第61号)により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2①~⑤)

(1)~(5) 略

第5 申告

15の2 納税者との扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1) 納税者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数を_____、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 納税者の扶養親族申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書(所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」(平成2年8月23日付け総税市第61号)により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務

者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一緒に手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族等申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。

(9) 給与所得者の扶養親族等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。

(10) その他給与所得者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。
(法45の3の3)

者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一緒に手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 略

(6) 給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 給与所得者の扶養親族申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。

(9) 給与所得者の扶養親族申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。

(10) その他給与所得者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

15の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。
(法45の3の3)

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数及び単身児童扶養者の該当の有無を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所得税法第203条の5第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付け総税市第61号）により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一緒に手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 略
- (6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

- (1) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数_____を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。
- (2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所得税法第203条の5第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとすること。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付け総税市第61号）により取り扱うこと。
- (3) 規則第2条の3の6第9項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一緒に手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書類を公的年金等支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 略
- (6) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア～イ 略

- (7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。
- (8) その他公的年金等受給者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

第3節 法人の道府県民税

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(14)及び(15)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2において同じ。）の試験研究費に係るもの）（措置法42の4、法附則8①・②）

(6)～(15) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

ア～イ 略

- (7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類（規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。）は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。
- (8) その他公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとすること。

第3節 法人の道府県民税

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項（(14)及び(15)を除く。）の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除（中小企業者等（租税特別措置法第42条の4第3項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2において同じ。）の試験研究費に係るもの）（措置法42の4、法附則8①・②）

(6)～(15) 略

第3章 事業税

第1節 通則

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)～(12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。 (法72の2⑩Ⅲ)

ア 略

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア)～(ウ) 略

(エ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品

(14)～(19) 略

第2節 法人事業税

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の7.7を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。ただし、都道府県が、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、当該都道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除して算定すること。 (法72の76、734④、令35の4の5、35の4の

(1)～(12) 略

(13) 薬剤師業とは、次に掲げる事業のみをいうものであり、イの医薬品以外の医薬品を販売する事業は物品販売業に該当するものであること。 (法72の2⑩Ⅲ)

ア 略

イ 薬剤師が薬局において次に掲げる医薬品を販売する事業

(ア)～(ウ) 略

(14)～(19) 略

第2節 法人事業税

第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5.4を乗じて得た額を、各市町村の従業者数（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果によるものをいう。）で按分して得た額を交付すること。都は、都内の市町村（特別区を除く。以下この項において同じ。）に対し、都に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に100分の5.4を乗じて得た額を、各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。_____

_____ (法72の76、734④、令35の4の5、35の4の

6、35の4の7、57の2の6、57の2の7)

(2) 令第35条の4の6及び第57条の2の6で規定する基準事業税額及び標準税率相当額を算出する場合において、法第72条の26の規定による申告書(同条第5項に規定する提出があったものとみなされる申告書も含む。)に記載された事業税額は算定対象に加えないこと及び法第72条の33第1項の規定による提出期限後の法第72条の25、第72条の28及び第72条の29の規定による申告書に記載された事業税額は算定対象に加えることに留意すること。(令35の4の6、57の2の6)

(3) 都においては、法人の行う事業に対する事業税の収入額(標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率を超えて課する部分に相当する部分を控除した額)に100分の7.7を乗じて得た額を各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額を、特別区財政調整交付金の原資とすること。(法734④、地方自治法(昭和22年法律第67号)282②、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)210の10)

(4) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。(それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から当該年度7月、当該年度の8月から11月、当該年度の12月から2月とすること。)(令35の4の7、57の2の7)

(5) 略

(6) 平成31年度から平成34年度において、次のとおり経過措置が講じられることに留意すること。

ア 平成31年度に限り、法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、同年度内に交付しないで、平成32年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。(平成28年改正法附則6①)

イ 平成32年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の3.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割

6、57の2の4、57の2の5)

(2) 都においては、法人の行う事業に対する事業税の収入額

に100分の5.4を乗じて得た額を各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額を、特別区財政調整交付金の原資とすること。(法734④、地方自治法(昭和22年法律第67号)282②、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)210の10)

(3) 法人事業税交付金は、毎年度8月、12月、3月に交付することとする。(それぞれの交付時期における交付すべき額の算定期間は、前年度3月から7月、8月から11月、12月から2月とすること。)(令35の4の6、57の2の5)

(4) 略

(5) 平成31年度から平成34年度において、次のとおり経過措置が講じられることに留意すること。

ア 平成31年度に限り、法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、同年度内に交付しないで、平成32年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付すること。(平成28年改正法附則6②)

イ 平成32年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の2.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割

額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から当該年度7月までを算定期間とすること。(平成28年改正法附則6②、平成31年改正令附則3①)

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3②)

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の7.7を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6③、平成31年改正令附則3③)

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間に内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間に内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の22分の10に相当する額）に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間に内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各

額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から_____7月までを算定期間とすること。(平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4②)

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4③)

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④)

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間に内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間に内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間に内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各

徴収取扱費算定期間に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。) の22分の10に相当する額) に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

(3) なお、平成32年3月までの間は、9(1)及び(2)中「22分の10」とあるのは「17分の10」となることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第316号)附則4②~④)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の22分の10に相当する額(法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額)を、各道府県ごとの消費に相当する額(法第72条の114第4項に規定する額をいう。)に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものであること。この場合において、他の道府県に支払うべき金額と当該他の道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること。(法72の114①・③・④、法附則9の15)

(2) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の22分の12に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額(法第72条の114第4項に規定する額をいう。)に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府県に対し、そ

徴収取扱費算定期間に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。) の17分の10に相当する額) に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の10に相当する額(法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額)を、各道府県ごとの消費に相当する額(法第72条の114第4項に規定する額をいう。)に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものであること。この場合において、他の道府県に支払うべき金額と当該他の道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること。(法72の114①・③・④、法附則9の15)

(2) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の7に相当する額を、各道府県ごとの消費に相当する額(法第72条の114第4項に規定する額をいう。)に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府県に対し、そ

れぞれ支払うものであること。この場合において、他の道府県に支払うべき金額と当該他の道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること。（法72の114②・③・④、法附則9の15）

(3) 略

(4) なお、平成32年3月までの間は、10(1)中「22分の10」とあるのは「17分の10」と、10(2)中「22分の12」とあるのは「17分の7」となることに留意すること。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）附則13①）

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の22分の10に相当する額（法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）に、10(1)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数で按分して交付すること。（法72の115①・③、法附則9の15）

(2) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、当該道府県内

れぞれ支払うものであること。この場合において、他の道府県に支払うべき金額と当該他の道府県から支払を受けるべき金額は、それぞれ相殺するものであること。（法72の114②・③・④、法附則9の15）

(3) 略

第7 地方消費税の市町村に対する交付

11 地方消費税の市町村に対する交付については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の10に相当する額（法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）に、10(1)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数で按分して交付すること。（法72の115①・③、法附則9の15）

(2) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の7に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、当該道府県内

の市町村（特別区を含む。）に対し、人口で按分して交付するものであること。

（法72の115②、法附則9の15）

- （3）なお、平成32年3月までの間は、11(1)中「22分の10」とあるのは「17分の10」と、11(2)中「22分の12」とあるのは「17分の7」となることに留意すること。（地方税法等改正法附則13①）

第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

- (1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額から11(2)により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものであること。（法72の116①）

(2) 略

- (3) 法第72条の116に規定する引上げ分に係る地方消費税の上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」（平成26年1月24日付総税都第2号）を参照すること。

- （4）なお、平成32年3月までの間は、12(1)中「22分の12」とあるのは「17分の7」となることに留意すること。（地方税法等改正法附則13①）

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

の市町村（特別区を含む。）に対し、人口で按分して交付するものであること。

（法72の115②、法附則9の15）

第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

- (1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の7に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額から11(2)により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものであること。（法72の116①）

(2) 略

- (3) 法第72条の116に規定する引上げ分に係る地方消費税の上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書及び決算書の説明資料等に明示することにより、住民に対して

周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」（平成26年1月24日付総税都第2号）を参照すること。

第5章 不動産取得税

第2 課税標準

15 法附則第11条第11項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑪、令附則7⑬・⑭)

(1) 略

(2) 農業協同組合等が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第9号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第4号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第5号若しくは第6号に掲げるものの貸付けを受けて取得する保管又は加工の用に供する家屋をいうものであり、卸売場建物、仲買売場建物等の施設の用に供する家屋を含まないものであること。

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法144の7①・③）

ア 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があつた日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第1

15 法附則第11条第11項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。

(法附則11⑪、令附則7⑬～⑯)

(1) 略

(2) 農業協同組合等が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第9号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第4号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第5号若しくは第7号に掲げるものの貸付けを受けて取得する保管又は加工の用に供する家屋をいうものであり、卸売場建物、仲買売場建物等の施設の用に供する家屋を含まないものであること。

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第1 課税客体等

3 元売業者

(1) 元売業者の指定を申請しようとする者は、申請書をその者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならないものであるが、この場合については、次の諸点に留意するものであること。（法144の7①・③）

ア 略

イ 令第43条の7各号に規定する指定要件

(ア) 略

(イ) 令第43条の7第2号ロに規定する「その取消しの原因となった事実があつた日」とは、例えば、次に掲げる日をいうものであること。

a 及び b 略

c 法第2章第7節の2の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第1

章第16節の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実の
あった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

第10章 自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

16 総排気量とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。 (法177の7①I、法附則12の4①)

17 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適當であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適當であること。 (法177の7①I、法附則12の4①)

19 道府県は、法第177条の7第5項及び法附則第12条の4第2項の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 法第177条の7第5項にいう「第1項各号に掲げる自動車以外の自動車」とは、靈きゅう車、放送宣伝カー等の特種用途車をいうものであること。
- (2) 法第177条の7第5項にいう「同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いもの」とは、電気自動車又はロータリーエンジン搭載車その他の同項各号に掲げる区分により難い自動車をいうものであること。
- (3) 略

20 法附則第12条の3第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始

章第16節の規定により通告処分を受けた場合には、その違反した事実の
あった日

(ウ) 略

ウ及びエ 略

(2)及び(3) 略

第10章 自動車税

第3節 種別割

第1 税率等

16 総排気量とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。 (法177の7①I _____)

17 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適當であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適當であること。 (法177①I _____)

19 道府県は、法第177条の7第5項 _____ の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

- (1) 同項 _____ にいう「第1項各号に掲げる自動車以外の自動車」とは、靈きゅう車、放送宣伝カー等の特種用途車をいうものであること。
- (2) 同項 _____ にいう「同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いもの」とは、電気自動車又はロータリーエンジン搭載車その他の同項各号に掲げる区分により難い自動車をいうものであること。
- (3) 略

20 法附則第12条の3第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始

動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。) により走行するものをいう。(法附則12の3①・12の4③、則附則5①)

2.1 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するもの用に供されたことがある自家用の乗用車であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、法第177条の7第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用すること。(法177の7①、法附則12の4①)

第2 徴収等

2.2 普通徴収

(1)～(3) 略

(4) 種別割の証紙徴収の取扱方法は、環境性能割における取扱いと同様であり、10に規定するとおりとすること。

2.3及び2.4 略

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

- (1) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われる対象鳥獸捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）
- (2) 平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われる認定鳥獸捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）
- (3) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獸保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獸の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受けける狩猟者の登録（法附則32の2①）

動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。) により走行するものをいう。(法附則12の3①_____、則附則5①)

第2 徴収等

2.1 普通徴収

(1)～(3) 略

(4) 種別割の証紙徴収の取扱方法は、環境性能割における取扱いと同様であり、9に規定するとおりとすること。

2.2及び2.3 略

第16章 狩猟税

5 特例措置の対象となる次に掲げる狩猟者の登録は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の狩猟者登録の区分に対応するものであることに留意すること。

- (1) 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われる対象鳥獸捕獲員に係る狩猟者の登録（法附則32①）
- (2) 平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われる認定鳥獸捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録（法附則32②）
- (3) _____狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獸保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獸の捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）を行った者が受けける狩猟者の登録（法附則32の2①）

(4) 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間において、狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受けれる狩猟者の登録（法附則32の2②）

(4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法に規定する従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する法人の監督の下に、許可捕獲等に従事する者をいう。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受けれる狩猟者の登録（法附則32の2②）